

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	収納課
委託業務名	滞納管理システム保守業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	市税滞納整理業務に運用するクラウド版「滞納管理システム」が令和 4 年 8 月から本番稼動することに伴い、同システムの日常の運用支援や障害発生時の対応を行う。
契約期間	令和 4 年 8 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 8 月 1 日
契約金額	1, 196, 800 円
契約の相手方	〔所在地〕福岡市博多区博多駅前二丁目 19 番 24 号 大博センタービル 〔名称〕株式会社 シンク
契約相手方の選定理由	滞納管理システムは、開発業者である株式会社シンクがソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため、当該業者以外がメンテナンス対応や日常の運用支援、障害発生時の対応を行うことができないことから、当該業者と随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。